江 戸

Ш

X

 $\overrightarrow{\nabla}$

公

袁

条

例

の

部

を

改 正 す

る

条

例

右 の 平 成 議 案 + を 八 提 年 出 す る

月 + 九 日 提 出 者 江 戸 JI| X 長 多 田

正 見

江 戸 Ш \overline{X} 立 公 袁 条 例 の 部 を 改 正 す る 条 例

年

+

月

江

戸

Ш

 $\overline{\mathbf{X}}$

条

例

第

+

六

号

の

部

を

次

の ょ 江 う 戸 Ш に 改 \overline{X} 正 立 す 公 る 袁 条 例 $\overline{}$ 昭 和 \equiv + _

目 次 中 _ 第 + \equiv 条 の 兀 _ を 第 + \equiv 条 _ に 改 め る

条 中 _ X 立 _ を _ 江 戸 Ш \overline{X} 立 _ に 改 め る

第 第

=条 第 頂 中 \neg \overline{X} 長 _ を \neg 江 戸 Ш \overline{X} 長 $\overline{}$ 以 下 _ X 長 ᆫ

ح

L١

う

ᆫ

に

改

め

る

第 _ 条 の 兀 に 次 の 項 を 加 え る

IJ 自 動

前 項 の 規 定 に か か わ 5 ず 公 募 に ょ

2

に ょ る に し て L لح す る

選 定 際 提 示 た 応 募 価 格

六 条 の 第 — 項 中 \neg 及 び 第 六 条 の 兀 _ を ¬ 第

同 条 第 項 中 \neg の 開 館 又 は 開 場 時 間 並 び に 休 六 館 日 条

の $(\underline{})$ に 規 定 す る 公 袁 施 設 を 除 < 0 次 条 及 び 第 六 条 の 四 に

又

は

閉

場

 \Box

は

規

則

_

を

お

11

て

同

ത

兀

及

び

別

表

 \equiv

の

 $(\underline{})$

_

に

め る

じ

の

利

用

時

間

及

び

休

業

日

は

`

江

戸

Ш

 \overline{X}

規

則

 $\overline{}$

以

下

_

規

則

_

لح

L١

う

ᆫ

に

改

改

め

第

募

け

る

者

を

決

定

L

た

場

合

に

お

け

る

当

該

者

か

5

徴

収

す

る

土

地

使

用

料

は

当

該

者

が

公

販

売

機

ത

設

置

又

は

管

理

の

許

可

を

受

 \neg

別

表

 \equiv

+ \equiv 第 条 六 の 条 の \equiv の 規 中 定 _ に 江 戸 ょ 1) Ш X \overline{X} 長 規 が 則 指 $\overline{}$ 定 以 す 下 る \neg 者 規 $\overline{}$ 則 以 _ 下 ح _ L١ う 指 定 $\overline{}$ 管 _ 理 者 を

ᆫ

لح

61

う

を

 \neg

規

則

_

に

_

第

 \overline{X} 長 _ に 改 め る

第 六 条 の 兀 第 項 に 次 の た だ L 書 を 加

え

る

0

- 2 -

円

ᆫ

に

め

写

影

の

た

め

の

四

0

円

ᆫ

を

 \neg

六

0

円

円

_

中 3 に を 改 円 を に _ 改 改 め 兀 円 _ 別 \neg 第 法 第 定 _ め Ξ 0 を 表 十 に 十 す め 六 七 前 た Ξ 0 だ 改 九 つ 条 る 同 八 0 に 九 円 改 円 項 六 表 電 条 L١ に 額 し 同 同 兀 _ _ 表 表 円 地 0 円 次 の め 円 柱 の て の _ _ _ 同 写 天 下 に 円 を _ の は 規 の 範 別 _ 表 真 体 の 改 円 に か 定 井 表 に 同 7 項 を _ 撮 改 め 表 改 中 別 に 内 兀 占 に 5 項 <u>=</u> 真 影 気 め 用 改 鉄 め 第 に か に に を の 八 ` 塔 + 撮 **ത** 象 物 同 め 定 か 加 お (五) 又 同 件 表 の ¬ 円 \equiv め わ え 11 及 た 同 六 _ び め は 表 の 項 表 Ξ 条 る 5 る て 公 同 円 ず (六) の 土 高 頂 衆 表 及 九 電 四 の に ᆫ に 地 架 び 七 四 常 中 電 郵 線 0 回 に 円 円 喆 の の \neg 話 便 変 の _ ま 第 数 規 改 _ _ \equiv _ 臨 占 観 六 所 差 圧 項 で 券 定 占 め 時 0 塔 中 を 使 す 用 測 用 の 出 を 九 を 条 七 削 る 的 物 項 箱 0 施 の 用 同 中 Ξ 兀 料 な 頂 設 件 円 マ 九 円 る 使 表 占 中 ഗ \neg 信 ン 0 九 第 を ഗ 用 水 用 項 項 を 九 書 朩 六 円 を Ξ 定 料 道 _ ı 円 に 九 七 の 七 中 中 \neg 便 項 め 管 **_** Ξ \equiv 七 項 \neg 七 差 を つ \neg ル の る 円 0 こ 中 九 六 四 出 の に _ 円 規 L١ 下 六 六 لح て 八 箱 類 定 水 が 0 _ 0 円 六 円 に に は を の ഗ 7 道 ᆫ ᆫ 円 円 改 で 円 ょ \neg 項 項 五 ᆫ _ ᆫ 管 円 中 中 に る き に 九 め \overline{X} ` _ ` を を を \neg 五 使 る 長 \neg ガ _ _ 0 \equiv 九 円 に \neg 用 は _ 同 ` _ =ᆫ ス 九 九 料 八 八 五 五 表 九 \equiv 九 管 標 0 七 を 7 の 同 Ξ 0 七 円 円 円 五 の 識 徴 表

九

円

項

中

ഗ

項

収

方

に

規

_

に

円

ᆫ

ᆫ

を

_

を

六

別

表

Ξ

を

次

の

ょ

う

に

改

め

る

公総園合 行 小 岩 船 公 レクリエー 公 袁 袁 源心 甲 和 亭 庵 ショ ン なぎさ なぎさ なぎさ ファ 月和 虹 和 洋 なぎさ公園 の室 の 室 室 名 称 ミリー 間 広 公 公 雪 花 場 公 桂 袁 袁 袁 駐 の の スポー 北 野 間 東 運 楓 車 間 場 駐 駐 動 球 • 場 車 場 車 鳥 場 ツ広場駐 場 の 間 • 風 車場 の 間 江戸川 江戸 江戸 江戸川区南葛西七丁目三番一号 江戸川区北葛西三丁目二番一号 Ш Ш 区西葛 X $\overline{\times}$ 一南葛西三丁目一 北 小 西七丁目二番 岩 六丁目 位 四 置 七 Ξ 番 番 号 号 号

別表三(第六条の二関係)

 $\left(\longrightarrow \right)$

0 兀 兀 円 _ 五 円 に _ 改 め に 改 め 同 表 そ 同 表 の 他 の ケ 占 I シ 用 3 の 項 ン 中 の 項 _ Ξ 中 Ξ 円 ᆫ を \equiv _ 七 \equiv 兀 五 円 円 _ ᆫ に を 改 _ め る 七

五

小岩公園 小岩テニスコート	名称	小松川千本桜 小松川千	ボート場	I	所豆豆川現水公園 新左近橋下駐車場	新左近川	パノラマシャトル	葛西防災	富士公園駐車場	富士公園	フラワー
スコート		松川千本桜バー ベキュー 場		新左近川親水公園駐車場	下駐車場	新左近川親水公園デイキャンプ場	シャトル	葛西防災公園駐車場	駐車場	富士公園バー ベキュー 場	フラワー ガー デン駐車場
江戸川区北小岩六丁目四三番一号	位置	江戸川区小松川一丁目地先	江戸川区臨海町二丁目地先		泛声儿区图光田 二二目外分	工气儿交易每丁二厂目也も	丁目三番一号まで江戸川区南葛西四丁目九番一号から南葛西七	江戸川区西葛西八丁目一七番一号	泛戶川区南家西分丁目二三者一号		江戸川区南葛西四丁目九番一号

小松川運動公園			篠崎緑地					小岩緑地				公園	総合レクリエーション
小松川少年野球場	小松川野球場	篠崎少年サッカー 場	篠崎サッカー 場	篠崎野球場	北小岩運動場	東小岩ラグビー 場	北小岩ソフトボール場	東小岩少年野球場	北小岩少年野球場	東小岩野球場	北小岩野球場	西葛西テニスコート	球場
泛序川区平井一丁巨弁		泛声儿区山宿山一"巨夕	工言	江戸川区篠崎町三丁目先	江戸川区北小岩七丁目先	江戸川区東小岩二丁目先	江戸川区北小岩三丁目先	江戸川区東小岩二・三丁目先	江戸川区北小岩一丁目先	江戸川区東小岩三丁目先	江戸川区北小岩四丁目先	江戸川区西葛西八丁目一七番一号	江戸川区西葛西七丁目二番一号

		名称	(田) 別表 四 (四 の 表 の 次	定ののである。	備考 この表に掲	一之江名主屋敷	ン 水辺のスポー ツガー デ	新左近川親水公園	平井公園	対道重な原	P 丰 重 动 公 司	
 		単位		-	げ る 公 園	一之江名主屋敷	水辺のスポーツ	陸上競技場	平井プール	平井少年サッカ	平井少年野球場	小松川ソフトボー
三歳以上小学生以下	三歳未満	利用	を 加 え る	:] -	施設の管理運営		ツガー デン			場	~	りません
		利用者の区分			について必要な事項	江戸川区春江町二丁目二一番二〇号	江戸川区東篠崎二丁目三番先	江戸川区清新町二丁目一番一号	江戸川区平井二丁目一六番八号	芝戸川区 当 井十一 目 ゲ		江戸川区平井四丁目先
一〇〇円	無料	使用料			次は、別に条例	番二〇号	先 先	一号	円 号			

五〇〇円	ボートーそうにつき ただし、小学生以下の者のみで利用する場合	- B Fi	
六〇〇円	そうにつき	一 诗 間	ト場
三〇〇円	ボートーそうにつきただし、小学生以下の者のみで利用する場合	三 十 分	新左近川親水公園ボー
四〇〇円	トーそうにつき	<u>=</u> - }	
	使用料	単位	名称
			(;;)
一五〇円	六十五歳以上		
二五〇円	中学生以上六十五歳未満	E	
- 五〇円	三歳以上小学生以下	- ∃	
無料	三歳未満		公園パノラマシャトル
100円	六十五歳以上		総合レクリエーション
二〇〇円	中学生以上六十五歳未満		

を

提

出

しし

た

し

ま

す

 $\overline{}$

説

明

第 六 備 こ 条 す 考 の の 条 る 付 こ 例 + 及 は 則 لح 歳 び 以 を 別 条 下 平 件 表 成 の \equiv لح 者 す +の の 改 八 る 利 正 年 用 規 四 は ` 定 月 中 $\overline{}$ 学 同 日 生 表 か $\left(\overline{} \right)$ 以 5 上 の 施 表 行 の 中 す 者 が 総 る 合 同 伴 レ た

及 び 新 左 近 Ш 親 水 公 袁 の 項 に 係 る 部 分 を 除 < は 公 布 ク IJ の エ 日 ı か 5 シ 施 3 行 ン す 公 る 袁

だ

L

第

条

第

条

の

項

し、

利

用

中

の

安

全

を

確

保

え 用 理 に 料 す 江 伴 等 る 戸 こ L١ Ш の 規 لح X 公 定 لح 立 公 袁 を す る 袁 の 加 占 え た の 用 る 管 め لح 料 理 を لح 指 に 改 も 定 つ 定 に 管 L١ ` す 理 て る 占 者 ほ 用 に 指 定 か 料 係 ` る 管 の 規 規 理 基 定 礎 定 者 لح に を を 整 な 削 ょ 備 る 除 る す 古 し 管 る 定 理 資 パ 必 を 要 終 産 J が 税 ラ 了 あ 評 マ L る 価 シ ヤ の 額 $\overline{\mathsf{X}}$ で で の 1 評 ル 直 本 接 価 の 案 替 使 管